

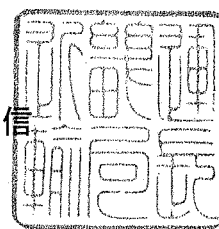
公 示

特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる 特例措置の実施について

特定地域における供給過剰の解消に向けた供給量の削減について、減車が基本であることを踏まえつつも、更なる削減を図るため、一般乗用旅客自動車運送事業者が、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第11条の一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少（以下「供給輸送力減少」という。）を記載した認定特定事業計画について、法第13条第2項のみなし届出の取扱い、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について（平成21年10月1日付け近運自二公示第38号。以下「特定地域措置公示」という。）」の特例等を下記のとおり定めることとしたので公示する。なお、本公示において使用する用語は、他に定めのない場合、法及び特定地域措置公示において使用する用語の例による。

平成22年4月30日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

1. 供給輸送力減少の方法

供給輸送力減少の方法は、次に掲げるものとする。

- 一 減車 特定地域において、当該特定地域内の営業所に配置する事業用自動車（一般タクシー車両に限る。以下同じ。）の合計数を減少させる事業計画の変更（次号に規定するものを除く。）
- 二 休車 特定地域において、当該特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数を減少させる事業計画の変更であって、前号に規定する減車と併せて実施することにより、法第15条第1項の規定により読み替えて適用する道路運送法第15条第1項の事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更認可の基準

の特例を設けるもの（3. の要件に適合するものに限る。）

2. 減車実施の方法

認定特定事業計画に基づき実施する減車については、認定申請書に減車の時期が具体的に記載された事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書が添付されている場合には、法第13条第2項の規定に基づく道路運送法第15条第3項の届出をしたものとみなす。

それ以外の場合には、減車の時期が具体化した時点において同項の届出を行わなければならない（みなし届出の適用以外は道路運送法の減車に同じ。）。

3. 休車実施の要件

次に掲げる要件に適合する供給輸送力減少であって、事業再構築として認定特定事業計画に定められたものを休車として取り扱うこととし、6. に規定する特例を適用するものとする。

一 休車期間 1年以上であること。

二 休車車両数 当該一般乗用旅客自動車運送事業者の基準車両数からの減車車両数と同数を限度とすること。

ただし、共同事業再構築の場合にあつては、当該共同事業再構築を実施する一般乗用旅客自動車運送事業者の基準車両数からの減車車両数の合計の同数をこれらの事業者の休車車両数の合計の限度とすること。

三 実施予定時期 特定地域の指定期間内に実施するものであって、それぞれの実施予定時期における当該一般乗用旅客自動車運送事業者の基準車両数からの減車車両数と同数を限度とすること。

4. 休車実施の方法

認定特定事業計画に基づき実施する休車については、認定申請書に休車期間、休車車両数及び実施時期が具体的に記載された事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（認定特定事業計画に基づき3. の要件への適合を確認できるものに限る。）が添付されている場合には、法第13条第2項の規定に基づく道路運送法第15条第3項の届出をしたものとみなす。

それ以外の場合には、休車の時期が決定した時点において休車期間、休車車両数及び実施時期を記載した事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（認定特定事業計画に基づき3. の要件への適合を確認できるものであって、届出の時点で法第14条による特定事業計画の認定の取消しを受けていないものに限る。）を提出しなければならない。

届出（みなし届出を含む。）に基づき休車を実施する際には、遅滞なく、休車車両数に相当する事業用自動車の抹消登録等使用権原を消滅させる手続をしなければならない。

5. 休車解除の時期及び割合

特定地域における直近の四半期の実車率、日車実車キロ又は日車營收のうちいずれ

かが初めて平成13年度の水準に達したときは、休車実施事業者ごとに当該休車実施車両数の三分の一の休車解除が可能である旨を公示するものとする。

上記休車解除以後については、当該解除後において、直近の四半期の実車率、日車実車キロ又は日車營收のうちいずれか二つが平成13年度の水準に達したときは、休車実施車両数の三分の一、いずれも平成13年度の水準に達したときは休車実施車両数の二分の一を追加し、これを公示するものとする。

なお、休車期間経過後に休車解除の時期及び割合を定めることなく休車解除を行うことが特に必要と認め、これを公示した場合は、上記に関わらず、6.の要件に基づき休車解除を実施することができる。

6. 休車解除の要件

休車解除の公示を受けて休車実施事業者が行う事業用自動車の合計数の増加の認可の申請に対しては、次に掲げる要件に適合するものに限り認可を行う。その際には、特定地域措置公示Ⅱ. 3. (1)の規定を適用しないものとする。

- 一 認定特定事業計画に定めた休車期間を経過していること。
- 二 自動車その他の輸送施設の使用の停止以上の処分を受けている場合は、当該処分期間を満了していること。
- 三 公示された休車解除の割合の範囲内であること。

なお、休車解除については、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について(平成19年11月20日付け近運自二公示第44号)」Ⅱ.のとおり、基準車両数内の休車解除であることから、増車監査等の対象とはならない。

7. その他

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則(平成21年国土交通省令第58号)第5条に規定する事業用自動車の使用の停止については、供給輸送力減少のための減車及び休車と別途、これを実施することを妨げない。

特定地域措置公示Ⅲ. の監査の特例及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年10月1日付け近運自監公示第11号・近運自二公示第34号・近運技保公示第6号)別表の処分の加重の適用については、休車による供給輸送力減少は基準車両数からの減少として取り扱わない。

認定事業者(以下「親会社」という。)が他の一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「完全子会社」という。)を完全子会社化し、当該完全子会社の一般乗用旅客自動車運送事業を廃業した場合にあっては、特定地域措置公示Ⅰ. 2. の規定にかかわらず、当該完全子会社の基準車両数を当該親会社の基準車両数に加えるものとする。

附則

1. この公示は、公示の日から適用する。